

景観計画の見直しの検討について

1. 鳥取市景観行政の経過

種別			制定内容
条例	平成12年	第44号	鳥取市景観形成条例の制定（自主条例）
法	平成16年		景観法の制定
—	平成18年		鳥取市が「景観行政団体」となる
条例	平成20年	第9号	鳥取市景観形成条例の制定
告示	平成20年	第131号	鳥取市景観計画の策定
告示	平成24年	第431号	鳥取市屋外広告物条例施行に伴う鳥取市景観計画の変更（公共サインガイドライン推進を含む）

2. 景観行政を取り巻く課題

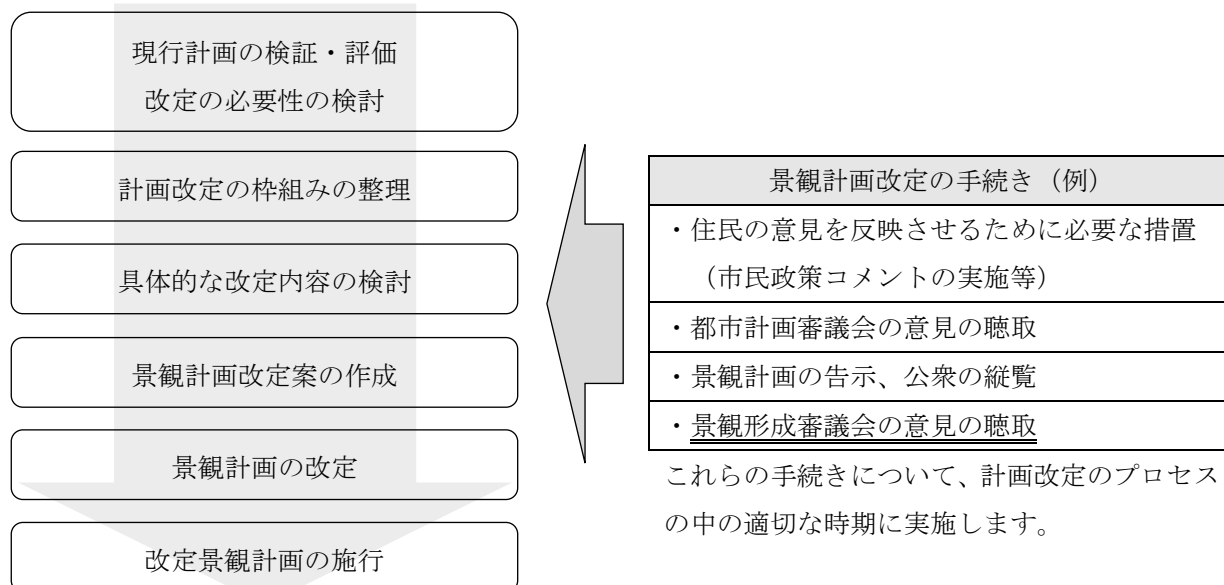
平成20年に策定した鳥取市景観計画に基づき、地域の特性を活かした良好な景観の保全・創出を推進してきましたが、景観計画の策定から15年が経過しようとしており、社会情勢の変化や市の方針、市民の意向の変化等により、景観行政をとりまく環境も大きく変化しています。

考えられる課題（例）

- 上位・関連計画の改定策定への整合
第11次鳥取市総合計画、鳥取市都市計画マスタープラン等との整合性を図る。
- 策定時想定していなかった新たな取り組み等への対応
再生可能エネルギー施設、デジタルサイネージ等、新たな取り組みや技術革新等への対応
- 住民の景観への意識や行動の変化 等

現行計画について検証・評価を行い、鳥取市景観行政の課題を整理し、景観計画の見直しの必要性や新たな手法の選択等の是非について検討していきます。

3. 景観計画の見直しの検討、改定のプロセス（例）



令和6年度の景観計画の改定を目指します。